

社会福祉法人本宮市社会福祉協議会
福祉車両貸与事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人本宮市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、日常生活において自力での移動に支障のある高齢者及び障がい者（以下「要介護者」という。）を介護する者等の負担を軽減するために使用する車両（以下「福祉車両」という。）の貸与について必要な事項を定めるものとする。

(貸与車両)

第2条 福祉車両として貸与できる車両は、社会福祉法人本宮市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が、別に定める。

(利用対象者及び貸与者の範囲)

第3条 この事業の利用対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本宮市に住所を有する要介護者（本宮市内に入院、入所している者を含む）
- (2) 要介護者の家族又は親族で、本宮市に住所を有する者
- (3) その他会長が必要と認める者

(利用目的)

第4条 福祉車両の貸与を受けることのできる目的は、次のとおりとする。

- (1) 医療機関及び公的機関への外出
- (2) 冠婚葬祭のための外出
- (3) 買い物、行楽等のための外出
- (4) その他会長が貸出理由として適当と認める外出

(利用できる地域)

第5条 福祉車両の利用できる地域は、原則として本宮市、大玉村、二本松市、郡山市、福島市の地域とする。ただし、やむを得ない事情があり、会長が認めた場合は地域を越えて利用できるものとする。

2 高速道路を通行する利用は認めないものとする。

(利用料等)

第6条 福祉車両の利用料は無料とする。ただし、走行距離1キロメートルあたり25円の燃料費を徴収するものとする。

2 前項の燃料費の精算について、1キロメートル未満の端数は切り捨てるものとする。

(貸与の期間等)

第7条 福祉車両の貸与期間は、原則として3日以内とする。ただし、やむを得ない事情があり、会長が特に認めた場合は貸与期間を延長することができるものとする。

2 この事業は、12月29日から翌年1月3日は休業とする。

3 福祉車両の貸与時間は、原則として本会の就業時間内とする。ただし、緊急の場合及び、やむを得ない事情等がある場合で会長が特に認めた場合はこの限りでない。

(貸与の許可申請)

第8条 福祉車両の貸与を受けようとする者は、貸付を受けようとする日の30日前から3日前までの間に、福祉車両貸与許可申請書兼誓約書（様式第1号）に福祉車両を運転する者（以下「運転者」という。）の自動車運転免許証の写しを添えて、会長に提出しなければならない。

2 前項の運転者は、普通自動車運転免許（オートマチック限定免許を含む）を取得してから3年以上の者で、現在、免許停止等の処分中でない者でなければならない。

(貸与の許可)

第9条 会長は前項の申請があり貸与を決定した時は、福祉車両貸与許可通知書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(借受け及び返却)

第10条 貸与の許可を受けた者は、福祉車両の保管場所まで借受けに来るものとする。

2 貸与の許可を受けた者が福祉車両の使用を終えたときは、直ちに係員の点検を受け、返却するものとする。

(遵守事項)

第11条 運転者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 福祉車両の運転は、許可を受けた運転手のみとすること。ただし、運行途上の怪我または疾病等により、やむを得ない場合はこの限りでない。
- (2) 道路交通法を遵守し、安全運転を心がけること。
- (3) 福祉車両の1日あたりの運行距離は、原則として100キロメートル以内とし、適時休息をとる等して、運転者・要介護者等の体調に留意すること。
- (4) 満70歳以上の運転者は、高齢運転者標識をつけて運転すること。
- (5) その他、健康上等、運転に支障がない状態で運行すること。

(事故報告及び事故責任)

第12条 貸与の許可を受けた者は、福祉車両に係る事故が発生した場合は、直ちに運行を中止し、法令上の措置をとるとともに、速やかに本会に連絡し、指示に従うものとする。

2 借受中に起こった事故については、貸与の許可を受けた者又は運転者が全責任を負うものとする。ただし、本会に責があるものについてはこの限りでない。

3 事故に関して、貸与の許可を受けた者は、事故報告書(様式第4号)により、本会に報告するものとする。

4 本会は、事故に関し、貸与の許可を受けた者又は運転者に故意または重大なる過失がある場合を除き、運転者及び同乗者並びに被害者に対する損害賠償については、本会が加入する保険で認められる範囲内で行うものとする。

5 交通事故以外で福祉車両をき損、又は亡失したときは、貸与の許可を受けた者の責任において原状に復し、又は本会に対し損害を賠償するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人本宮市社会福祉協議会福祉車両貸付事業要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(様式第1号)

福祉車両貸与許可申請書 兼 誓約書

年 月 日

社会福祉法人本宮市社会福祉協議会長 様

申請者 住所 _____
 氏名 _____ (印)
 利用対象者との続柄 _____
 連絡先 Tel () - _____

福祉車両を利用したいので、次のとおり申請します。
 また、利用にあたり、裏面の事項について遵守することを誓約します。

利用対象者	氏名		性別	男女	生年月日	
	住所					
	心身の状況	<input type="checkbox"/> 要介護 <input type="checkbox"/> 傷病 <input type="checkbox"/> その他 ()				
利用目的	<input type="checkbox"/> 医療機関及び公的機関への外出 <input type="checkbox"/> 冠婚葬祭のための外出 <input type="checkbox"/> 買い物、行楽等のための外出 <input type="checkbox"/> その他 ()					
経路概略	出発地・経由地・目的地等：					
利用期間	自	年	月	日 ()	午前・午後	時 分から
	至	年	月	日 ()	午前・午後	時 分まで
運転者等	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ (異なる場合は以下に記入)					
	氏名		続柄		生年月日	
	住所					
	同乗者					

- ※ 運転者の自動車運転免許証の写し(両面)を添付してください。
- ※ 運転者が複数いる場合は、別紙に記載してください。

決裁・職員記入欄

決裁	受付	貸与	返却	確認事項
(印)	(印)	月 日 (印) 貸与車両 ()	月 日 (印)	<input type="checkbox"/> 破損 無 ・ 有 () <input type="checkbox"/> 故障 無 ・ 有 () <input type="checkbox"/> その他 ()

使用に関する誓約書

本宮市社会福祉協議会福祉車両貸与事業実施要綱に基づき、次の事項を確認の上、福祉車両を借受けます。

- 1 福祉車両を目的外に使用しません。
- 2 福祉車両を第三者へ転貸しません。
- 3 道路交通法等の関係法令を遵守します。
- 4 貸与許可申請書に記載された運転者以外の者に運転をさせません。
- 5 福祉車両は適切な管理のもとで運行し、保管します。
- 6 貸与期間中に事故等が発生した場合は、速やかに警察署に届ける等の適切な処置を行うとともに本会に報告し、指示を受け対処するとともに、事故報告書を提出します。
- 7 使用中に起こした事故等については、申請者又は運転者が全責任を負うものとします。
- 8 福祉車両の貸出期間中における事故等に係る本会の損害補償は、貸与の許可を受けた者又は運転者に故意または重大なる過失がある場合を除き、本会が加入する保険で認められる範囲内とし、保険対象外の一切の損害補償等については、申請者又は運転者の責任において負担します。
- 9 その他の事故等に際し、本宮市社会福祉協議会に一切の迷惑及び損害をかけません。

※ 添付書類 運転者の免許証の写し（両面）

(様式第2号)

年 月 日

(申請者)

様

社会福祉法人本宮市社会福祉協議会長

福祉車両貸与許可通知書

年 月 日付で申請がありました標記の件について、次により貸与を許可しますので通知いたします。

道路交通法等の関係法令を厳守するとともに、裏面の遵守事項に留意して、安全運転を心がけてください。

記

1. 許可内容

(1) 利用者氏名

(2) 運転者氏名

(3) 貸与期間

自	年	月	日 ()	午前・午後	時	分から
至	年	月	日 ()	午前・午後	時	分まで

2. 貸与福祉車両

3. 遵守事項 裏面に記載のとおり

4. その他

(1) 福祉車両の使用料は無料ですが、燃料については1km走行毎に25円の燃料費をいただきます。

(2) 貸出し中に起こした事故等については、本会の責によるものを除き、貸与の許可を受けた者又は運転者が責任を負うものとします。

ご利用上の注意（遵守事項）

本宮市社会福祉協議会が所有する福祉車両の貸与を受ける方は、以下の注意事項を遵守しご利用ください。

- (1) 福祉車両の借受け及び返却の際は、本宮市社会福祉協議会（本宮市本宮字千代田60-1）までおこしください。
- (2) 貸与期間を厳守し、福祉車両の使用を終えたときは、返却し、職員の点検を受けてください。
- (3) 利用地域は、本宮市、大玉村、二本松市、福島市、郡山市とします。ただし、許可を得た場合はこの限りではありません。
- (4) 高速道路は使用しないでください。
- (5) 福祉車両は必ず許可された方が運転し、転貸は絶対にしないでください。
- (6) 道路交通法等の法令を厳守し、安全運転を心がけてください。
- (7) 利用者と運転者の健康に留意し、運転に支障がない状態で運行してください。また1日の走行距離は100 km以内としてください。
- (8) 満70歳以上の運転者は、高齢運転者標識をつけて運転してください。
- (9) 万一、ご利用中に事故（盗難を含む）が発生した場合は速やかに報告してください。
福祉車両の貸出期間中における事故等に係る本会の損害補償は、貸与の許可を受けた者又は運転者に故意または重大なる過失がある場合を除き、本会が加入する保険で認められる範囲内とし、保険対象外の一切の損害補償等については、申請者又は運転者の責任において負担していただきます。
- (10) みんなで使う車です。大切に扱い、ひどく汚れてしまったときは、返却前に洗車してください。

本宮市社会福祉協議会 電話 0243-24-7780

(別 紙)

運転者名簿

No.	氏名	生年月日	住所	続柄
1		T S H 年 月 日		
2		T S H 年 月 日		
3		T S H 年 月 日		
4		T S H 年 月 日		
5		T S H 年 月 日		
6		T S H 年 月 日		
7		T S H 年 月 日		
8		T S H 年 月 日		
9		T S H 年 月 日		
10		T S H 年 月 日		

事故報告書

社会福祉法人本宮市社会福祉協議会長 様

(申請者)

印

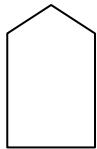
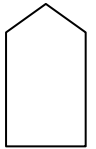
1. 事故内容 (1) 福祉車両登録番号 _____
(2) 事故の種類 自損 ・ 対人 ・ 対物 (車両含む)

2. 事故発生日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 _____ 分頃

3. 事故発生場所 _____

4. 事故当事者 運転者 住所 _____ 連絡先 _____
氏名 _____

5. 事故発生時の状況 (不足する場合は別紙に記入の上添付)

損傷箇所		事故発生状況
福祉車両	相手車両	略図
		

5. 損害・傷病の状況 (不足する場合は別紙に記入の上添付)

(1) 対物 ①相手方 氏名 _____ 性別 _____ 生年月日 _____
住所 _____ 連絡先 _____
②損傷物 自動車 自転車 原付 その他 (_____)
登録番号 _____ 車名 _____ 色 _____
保険会社 (代理店) _____

(2) 対人 ①相手方 氏名 _____ 性別 _____ 生年月日 _____
住所 _____ 連絡先 _____

②区 分 福祉車両同乗 相手車両運転者 相手車両同乗者 歩行者 自転車
その他 (_____)

③傷 病 _____

6. 事故発生後の対応

社会福祉法人本宮市社会福祉協議会
福祉車両貸与事業実施要綱細則

第1条 この細則は、社会福祉法人本宮市社会福祉協議会（以下「本会」という。）福祉車両貸与事業実施要綱（以下「要綱」という。）第12条に基づき、要綱の具体的な運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 実施要綱第2条に規定する福祉車両は次のとおりとする。

- (1) 車いす搭載車：三菱ミニキャブ 4WD AT車 乗車定員4人 車両番号：福島80あ1261
- (2) 車いす搭載車：スバルサンバー 4WD AT車 乗車定員4人 車両番号：福島80あ1752
- (3) リフトアップ車：スバルサンバー 4WD AT車 乗車定員4人 車両番号：福島50ら8744

第3条 実施要綱第6条ただし書きに規定する燃料費は、福祉車両の返却時に精算するものとする。ただし、やむを得ない事情があり、会長が特に認めた場合はこの限りではない。

第4条 実施要綱第7条第3項ただし書きについて、本会の就業時間外に福祉車両の貸与を受ける場合は、利用の都度、福祉車両を本会の保管場所に返却するものとする。

2 本会の就業時間外に福祉車両を返却する場合は、車両を本会の保管場所に返却した後、就業時間内に実施要綱第10条第2項に規定する点検を受け、鍵を返却するものとする。

第5条 実施要綱第9条に規定する貸与の許可についての基準は、次のとおりとする。

- (1) 実施要綱の規定に反しないこと。
- (2) 燃料費の滞納がないこと。
- (3) その他、本会の事業運営に支障がないこと。

附 則

この細則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。